一般社団法人日本デフ陸上競技協会 スポーツ仲裁規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会(以下「本協会」という。)が決定 した処分に対する不服申し立てにつき、本協会と不服申立者等の間に生じた紛争 を迅速かつ適切に解決する事を目的とする。

(日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立て)

- 第2条 不服申立者等が次に定める本協会の決定に不服がある場合は、公益財団法人日本 スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて決定するも のとする。
 - 1、聴覚障害者陸上競技に関する決定(競技中になされる審判の判定を除く)
 - 2、強化指定選手選考、代表選手選考に関する決定
 - 3、懲戒処分規程に基づく処分決定
 - 4、その他、スポーツ仲裁機構へ紛争解決を求める事項

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は、2020年10月1日から、施行する。 2020年12月16日 一部改訂